



2022年5月13日

各位

上場会社名	株式会社ノザワ
代表者名	代表取締役社長 野澤 俊也
(コード番号	5237 東証 スタANDARD市場)
問合せ責任者	取締役管理本部長 藤井 邦彦
(TEL	078-333-4111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において現行定款の一部を変更し、2022年6月29日開催予定の第162回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設、削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第27条 (現行通り)</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行通り)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>3 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第28条 (現行通り)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条3項より選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p>
<p>第1条</p>	<p>第1条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p>
<p>2</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p>
<p>3</p>	<p>3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年6月29日(水)

定款変更の効力発生日

2022年6月29日(水)

以 上